

日米欧三極貿易大臣会合 共同声明（仮訳）

梶山弘志日本国経済産業大臣、ロバート・E・ライトハイザー米国通商代表、フィリ・ホーガン貿易担当欧州委員は、2020年1月14日にワシントンD.C.で一堂に会した。

産業補助金について、三閣僚は、既存のWTOルールを強化する方法について議論し、以下について合意した。

1. 「補助金及び相殺措置に関する協定（以下、補助金協定）」第3.1条に規定される禁止補助金の現在のリストは、いくつかの国における既存の市場及び貿易歪曲的な補助金の交付に対抗するために不十分である。したがって、新たな種類の無条件の禁止補助金が補助金協定に追加される必要がある。これらは以下である。

- a. 際限のない保証
- b. 信頼できる再建計画のない破産又はその危機にある企業に対する補助金
- c. 過剰能力の分野又は産業における独立の民間資本から長期の資金又は投資を調達することができない企業に対する補助金
- d. 一定の債務の直接的な免除

三閣僚は、禁止の適用範囲及び無条件の禁止補助金の追加的な種類を特定する作業を継続することに合意した。

2. いくつかの他の種類の補助金は立証責任の転換を正当とするような有害な効果を有しており、補助金交付国が貿易又は供給能力への著しい悪影響がないこと及び問題となる補助金について実効的な透明性があることを立証しなければならない。この種類の補助金として議論されているものは、過度に大規模な補助金、非競争的な企業を存続させ、市場からの退出を妨げるような補助金、民間の商業的な参画を伴わない大規模な製造能力をもたらす補助金、輸出に向けられる物品の価格よりも国内の価格を安くする補助金を含むが、これらに限定されない。そうした補助金が存在することが認定され、著しい悪影響がないことが立証されない場合には、補助金交付国は問題となる補助金を直ちに廃止しなければならない。

三閣僚は、規律の適用範囲に係る作業を継続すること、及び有害な補助金の追加的な種類並びに適用範囲を特定することに合意した。

3. 補助金協定に基づく現行ルールは、第6.3条において、他の加盟国の利益に対する著しい害の種類を特定している。しかし、これらの種類には、問題となる補助金が供給能力を歪める状況は含まれていない。したがって、供給能力に関する著しい害の追加的な種類が補助金協定第6.3条に追加されるべきである。さらに、著しい害のおそれを定義する規定についての作業を継続する。

4. 補助金協定に基づく現行ルールは、WTO加盟国が適切に補助金を通報するインセンティブを定めていない。したがって、補助金通報の現状は惨憺たるものである。そのため、補助金交付国が期限内に書面により必要な情報を提供しない限り、他の国に逆通報された未通報の補助金が禁止されることとなる、補助金を適切に通報する新たな強力なインセンティブが補助金協定第25条に追加されるべきである。

5. 補助金協定に基づく現行ルールは、補助金交付国の国内市場が歪曲している場合の、政府による物品若しくは役務の提供又は物品の購入による補助金のための適切なベンチマークの決定について、規定が不十分である。したがって、補助金協定は、国内価格を用いないことができる状況や、補助金交付国の市場以外の価格の使用を含む適切なベンチマークの定め方を規定するよう改正されるべきである。

6. 三閣僚は、多くの補助金が国有企業を通じて提供されていることを認識し、これらの補助金を交付する主体が「公的機関」という言葉で捕捉されることの重要性を議論した。三閣僚は、いくつかの報告書におけるWTO上級委員会による「公的機関」の解釈がWTOの補助金ルールの実効性を弱めていることに合意した。ある主体が公的機関であると決定するために、当該主体が「政府権限を保有又は行使し、もしくは委任されている」と認定することは不要である。三閣僚は、こうした前提の下で「公的機関」の定義に関する作業を継続することに合意した。

強制技術移転について、三閣僚は、異なる国の企業間での技術移転は国際貿易及び投資の重要な一要素であることを再確認した。公正で自発的かつ市場原理に基づいた技術移転は、成長と発展の双方にとって利益となり得る。また、三閣僚は、ある国が強制技術移転に関与した場合には、他の国々から、公正で自発的かつ市場に基づく技術やイノベーションの流れから利益を得る機会を奪うことを再確認した。これらの不公正な慣行は、市場原理に基づいた国際貿易システムと不整合であり、成長と発展の土台を損なう。

三閣僚は、第三国による強制技術移転措置を防ぐことを目的とした主要な規律のあり得る要素や、強制技術移転に対処する必要性に関し他のWTO加盟国にアウトリーチを行い、コンセンサスを構築する必要性、及び輸出管理や安全保障目的のための投資管理、それぞれのエンフォースメント手段、新たなルール作りを通じたものを含め、有害な強制技術移転政策及び措置を止めるための効果的な方法に対するコミットメントについて議論した。

三閣僚は、次の項目に関する議論や共同アクションの進捗もストックテイクし、それらにおける協力を継続することに合意した。

- －自由、公正かつ相互に利益をもたらす貿易体制にとっての市場志向条件の重要性
- －WTO加盟国による既存のWTO上の通報義務の遵守の強化、及び途上国地位を主

張する先進的なWTO加盟国が現在及び将来のWTO交渉において完全な義務を引き受けるよう強く慫慂することを含むWTO改革

－WTOにおける電子商取引の貿易的側面に係る国際的なルール作り

－鉄鋼グローバルフォーラムや半導体政府当局会合等の国際フォーラム